

○航海用具の基準を定める告示

(平成十四年六月二十五日)

(国土交通省告示第五百十二号)

改正	平成一五年	六月二三日	国土交通省告示第	九七一号
	同	一五年	九月二九日同	第一三三一号
	同	一七年	四月二七日同	第 四九九号
	同	一八年	三月三一日同	第 四五八号
	同	二〇年	五月三〇日同	第 六七九号
	同	二〇年	一二月二二日同	第一五〇一号
	同	二二年	六月一八日同	第 六六八号
	同	二三年	五月三一日同	第 五七〇号
	同	二四年	六月二九日同	第 七六八号
	同	二六年	七月 一日同	第 七一三号
	同	二六年	一〇月二九日同	第一〇四九号
	同	二六年	一二月二六日同	第一二〇二号
	同	二八年	一二月二六日同	第一四四〇号

船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六号)第三編第三章の規定に基づき、航海用具の基準を定める告示を次のように定める。

航海用具の基準を定める告示

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 航海用具

第一節 船灯等(第二条)

第一節の二 せん光灯及び音響信号装置(第二条の二)

第二節 汽笛(第三条)

第二節の二 探照灯(第三条の二)

第三節 号鐘及びどら(第四条)

第四節 電子海図情報表示装置等(第五条)

第五節 ナブテックス受信機(第六条)

第六節 高機能グループ呼出装置(第七条)

第七節 航海用レーダー等(第八条—第十二条)

- 第八節 磁気コンパス等(第十三条—第十六条)
- 第九節 音響測深機(第十七条)
- 第十節 衛星航法装置等(第十八条—第二十条)
- 第十一節 船速距離計(第二十一条)
- 第十二節 回頭角速度計(第二十二条)
- 第十三節 音響受信装置(第二十三条)
- 第十四節 船舶自動識別装置等(第二十四条・第二十四条の二)
- 第十五節 航海情報記録装置(第二十五条)
- 第十六節 デジタル選択呼出装置等(第二十六条—第二十九条)
- 第十七節 遭難信号送信操作装置(第三十条)
- 第十八節 遭難信号受信装置(第三十一条)
- 第十九節 水先人用はしご(第三十二条)
- 第二十節 舵角指示器等(第三十三条)
- 第二十一節 載荷扉開閉表示装置(第三十四条)
- 第二十二節 漏水検知装置等(第三十五条)
- 第二十三節 監視装置(第三十六条)
- 第二十四節 喫水計測装置(第三十七条)
- 第二十五節 浸水警報装置(第三十七条の二)
- 第二十六節 船橋航海当直警報装置(第三十八条・第三十九条)
- 第二十七節 形象物(第四十条—第四十六条)

第一章 総則

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六号。以下「規程」という。)において使用する用語の例による。

第二章 航海用具

第一節 船灯等

(船灯等)

第二条 船灯及び操船信号灯の要件に係る規程第四百四十六条の四の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる要件に適合する灯光を発するものであること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

イ 第一号表第一欄に掲げる船灯等の種類ごとに、同表第二欄から第四欄までに掲げる色、水平射光範囲(水平方向における射光の範囲をいう。以下同じ。)及び光達距離を有するものであること。

ロ イの色は、第二号表上欄に掲げる色の種類ごとに、日本工業規格XYZ表色系の色度図において、同表下欄に掲げる領域内の色度を有するものであること。

ハ 第一号表第一欄に掲げる船灯等の種類ごとに、同表第三欄に掲げる水平射光範囲において、最小光度(次の算式により算定した光度をいう。以下ハにおいて同じ。)以上の光度を有するものであること。ただし、マスト灯、^{げん}舷灯、両色灯、船尾灯、引き船灯及び三色灯(ニにおいて「マスト灯等」という。)にあっては、水平射光範囲の境界から内側へ五度の範囲(^{げん}舷灯にあっては、船首方向の境界から内側へ五度の範囲を除く。)において、最小光度の五〇パーセントの光度まで減ずることができる。

$$I=3.43 \times 10^6 \times T \times D^2 \times K^{-D}$$

Iは、光度(カンデラ)

Tは、^{いき}閾値(ルクス)とし、〇・〇〇〇〇〇〇二

Dは、光達距離(海里)

Kは、大気の透過率とし、〇・八

ニ マスト灯等にあっては、水平射光範囲の境界から外側へ五度(^{げん}舷灯の船首方向の境界にあっては、外側へ一度から三度まで)の範囲内において遮断されたものであること。

ホ 上下方向において、次に掲げる光度以上の光度を有するものであること。

(1) 水平面の上下にそれぞれ五度の範囲において、ハに規定する光度

(2) 水平面の上下にそれぞれ五度から七・五度までの範囲において、ハに規定する光度の六〇パーセントの光度(帆船が帆のみを用いて航行する場合に使用する船灯にあっては、五度から二五度までの範囲において、ハに規定する光度の五〇パーセントの光度)

ヘ 光度が過度に大きくなるよう調節されたものであること。この場合において、その調節は、可変調節の方法によって行ってはならない。

二 全長二〇メートル以上の船舶に備える^{げん}舷灯は、黒色のつや消し塗装を施した内側隔板を取り付けたものであること。

三 ^{せん}閃光灯及び操船信号灯は、第一号表第五欄に掲げるところにより^{せん}閃光を発するものであること。

2 船灯の位置に係る規程第四百四十六条の四の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 船灯は、その射光が妨げられるおそれのない位置(停泊灯以外の全周灯(海上衝突予防法第二十一条第六項に規定する全周灯をいう。以下同じ。))にあっては、その水平方向における射光(隔板を取り付けることその他の方法により、二個の全周灯を一海里の距離から一の灯火として視認できるように設置する場合にあっては、当該二個の全周灯による射光)が六度を超えて妨げられるおそれのない位置)に設置すること。

二 マスト灯を設置する位置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 船の中心線上であること。

ロ 高さは、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものであること。

区分	高さ
全長二〇メートル以上の船舶	<p>一 前部マスト灯(マスト灯を一個のみ設置する船舶にあっては、当該マスト灯、前部に一個のマスト灯を設置する船舶にあっては、当該マスト灯、前部に二個又は三個のマスト灯を垂直線上に設置する船舶にあっては、そのいずれか一のマスト灯をいう。以下この条において同じ。)にあっては、後部のいずれのマスト灯よりも四・五メートル以上下方で、上甲板(最上層の全通甲板をいう。以下この条において同じ。)上六メートル(最大幅が六メートルを超える船舶にあっては、最大幅又は一二メートルのいずれか小さい値)以上の高さ。ただし、最強船速が次項第一号で定める算式により算定した値以上となるものの前部マスト灯にあっては、前部マスト灯と舷灯^{げん}を頂点とする二等辺三角形を当該船舶の船体中心線に垂直平面に投影した二等辺三角形の底角が二七度以上となる高さとすることができる。</p> <p>二 後部マスト灯(後部に一個のマスト灯を設置する船舶にあっては、当該マスト灯、後部に二個又は三個のマスト灯を垂直線上に設置する船舶にあっては、そのいずれか一のマスト灯をいう。以下この条において同じ。)にあっては、前部のいずれのマスト灯よりも上方であって、通常のトリムの状態において船首から一、〇〇〇メートル離れた海面から前部マス</p>

	ト灯の上方に分離して見ることができる高さ ただし、最速力が次項第一号で定める算式により算定した値以上となる船舶であつて、後部マスト灯を設備する全長五〇メートル以上の船舶にあつては、前部マスト灯から後部マスト灯までの垂直距離は、次項第二号で定める算式により算定した値以上とすることができる。
全長二〇メートル未満の船舶	前部マスト灯にあつては、 ^{げん} 舷縁上二・五メートル以上の高さ

ハ 前部マスト灯及び後部マスト灯は、他のいずれの船灯(マスト灯及び操船信号灯を除く。)より上方であること。ただし、海上衝突予防法の規定により一個の白灯及び二個の紅灯又は三個の紅灯を垂直線上に掲げることとされる場合における当該白灯及び紅灯は、前部マスト灯より下方に設置することが困難なときに限り前部マスト灯又は後部マスト灯より上方に設置することができる。

ニ 後部マスト灯を設置する船舶にあつては、船首から前部マスト灯までの水平距離は、当該船舶の全長の四分の一以下、前部マスト灯から後部マスト灯までの水平距離は、当該船舶の全長の二分の一(全長が二〇〇メートルを超える船舶にあつては、一〇〇メートル)以上であること。

ホ 前部マスト灯のみを設置する船舶にあつては、前部マスト灯は、船体中央部より前方(全長二〇メートル未満の船舶にあつては、できる限り前方)に設置すること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合には、管海官庁の指示するところによるものとする。

三 ^{げん}舷灯を設置する位置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 上甲板上の高さは、前部マスト灯の上甲板上の高さの四分の三以下であること。

ロ 全長二〇メートル以上の船舶にあつては、前部マスト灯より前方でなく、かつ、^{げん}舷側又はその付近であること。

四 両色灯を設置する位置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 船の中心線上であること。

ロ 前部マスト灯より一メートル以上下方であること。

五 二個の停泊灯を設置する場合における当該停泊灯の位置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 前部の停泊灯は、後部の停泊灯より四・五メートル以上上方であること。

ロ 全長五〇メートル以上の船舶にあつては、前部の停泊灯の上甲板上の高さは、六メートル以上であること。

六 海上衝突予防法の規定により二個又は三個の船灯を垂直線上に掲げることとされる場合における当該船灯を設置する位置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 各船灯の間隔及び最下方の船灯の上甲板上の高さ(全長二〇メートル未満の船舶にあつては、^{げん}舷縁上の高さ。以下同じ。)は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるものであること。ただし、引き船灯及び船尾灯を掲げることとされる場合における当該船尾灯の上甲板上の高さについては、この限りでない。

区分	間隔	高さ
全長二〇メートル以上の船舶	二メートル以上	四メートル以上
全長二〇メートル未満の船舶	一メートル以上	二メートル以上

ロ 三個の船灯を掲げることとされる場合にあつては、各船灯の間隔は、等しいものであること。

ハ 第二号ハただし書の規定により、前部マスト灯又は後部マスト灯より上方に設置することができることとされた一個の白灯及び二個の紅灯又は三個の紅灯を設置する位置は、次に掲げる要件のいずれかに適合するものであること。

(1) 後部マスト灯より上方であること。

(2) 前部マスト灯より上方であり、かつ、後部マスト灯より下方であつて、船の中心線との水平距離が二メートル以上であること。

七 操船信号灯を設置する位置は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 船の中心線上であること。

ロ 後部マスト灯を設置する船舶にあつては、高さは、次に掲げるもののいずれかであること。

(1) 後部マスト灯より二メートル以上上方

(2) 後部マスト灯より二メートル以上下方で、かつ、できる限り前部マスト灯より二メートル以上上方

ハ 後部マスト灯を設置しない船舶にあつては、前部マスト灯より二メートル以上上方又は下方であること。

3 前項に規定する算式は、それぞれ次に掲げるものとする。

一 前項第二号ロ表下欄第一号及び第二号に規定する最強船速を求める算式。

3.7V^{0.1667}(メートル毎秒)

この場合において、

Vは、計画満載喫水線における排水容積(立法メートル)

二 前項第二号ロ表下欄第二号に規定する前部マスト灯から後部マスト灯までの垂直距離を求める算式。

$$y = \frac{(a + 17\psi) c}{1000} + 2$$

この場合において、

yは、前部マスト灯から後部マスト灯までの垂直距離(メートル)

aは、航海状態における水面から前部マスト灯までの垂直距離(メートル)

ψは、航海状態におけるトリム角(度)

cは、前部マスト灯と後部マスト灯の間の水平距離(メートル)

(平一五国交告一三三一・一部改正)

第一節の二 せん光灯及び音響信号装置

(せん光灯及び音響信号装置)

第二条の二 せん光灯に係る規程第百四十六条の五第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 次に掲げる要件に適合する灯光を発するものであること。

イ 一三五度の水平射光範囲を有するものであること。

ロ 二海里以上の光達距離を有するものであること。

二 一定の間隔で閃せん光を発するものであること。

三 第一号イに掲げる水平射光範囲において、前条第一項第一号ハの算式により算定した光度(以下この号において「最小光度」という。)以上の光度を有するものであること。ただし、水平射光範囲の境界から内側へ五度の範囲において、最小光度の五〇パーセントの光度まで減ずることができる。

四 前条第一項第一号ホ((2)括弧書に規定するものを除く。)に掲げる要件。この場合において、同号ホ(1)及び(2)中「ハ」とあるのは「第二条の二第一項第三号」と読み替えるものとする。

五 手動により作動の開始及び停止ができるものであること。

六 船舶の航行中における動揺、振動、低温等によりその性能に支障を生じないものであること。

2 音響信号装置に係る規程第百四十六条の五第二項の告示で定める要件は、次のとおり

とする。

- 一 短音（約一秒钟継続する吹鳴をいう。以下同じ。）及び長音（四秒以上六秒以下の時間継続する吹鳴をいう。以下同じ。）を発することができるものであること。
- 二 船尾方向において音圧が最大となるように設置されていること。
- 三 船舶の航行中における動揺、振動、低温等によりその性能に支障を生じないものであること。

第二節 汽笛

（汽笛）

第三条 汽笛の要件に係る規程第四百四十六條の七の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 基本周波数及び音圧は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるものであること。

区分	基本周波数	音圧
全長二〇〇メートル以上の船舶	七〇ヘルツ以上二〇〇ヘルツ以下	一四三デシベル以上
全長七五メートル以上二〇〇メートル未満の船舶	一三〇ヘルツ以上三五〇ヘルツ以下	一三八デシベル以上
全長二〇メートル以上七五メートル未満の船舶	二五〇ヘルツ以上七〇〇ヘルツ以下	一三〇デシベル以上
全長二〇メートル未満の船舶	二五〇ヘルツ以上七〇〇ヘルツ以下	一二〇デシベル以上（一八〇ヘルツ以上四五〇ヘルツ以下）
		一一五デシベル以上（四五〇ヘルツ以上八〇〇ヘルツ以下）
		一一一デシベル以上（八〇〇ヘルツ以上二一〇〇ヘルツ以下）

備考

音圧は、当該汽笛から音が最も強い方向（次号において最強方向という。）に一メートル離れた位置において、一八〇ヘルツから七〇〇ヘルツまでの間に中心周波数を有する三分の一オクターブバンドのいずれかにより測定するものとする。ただし、全長二〇メートル未満の船舶にあつては、表中括弧内に定める周波数の範囲内に中心周波数を有する三分の一オクターブバンドのいずれかにより測定するものとする。

二 指向性を有する汽笛は、次に掲げる音圧以上の音圧を有するものであること。この場合において、音圧は、前号の音圧の測定に用いた三分の一オクターブバンドにより測定するものとする。

イ 最強方向から左右それぞれ四五度の範囲においては、最強方向の音圧から四デシベルを減じた音圧

ロ イに掲げる範囲以外の範囲においては、最強方向の音圧から一〇デシベルを減じた音圧

三 短音及び長音を発することができるものであること。

四 船舶の航行中における動揺、振動等によりその性能に支障を生じないものであること。

2 汽笛の位置に係る規程第百四十六条の七の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 次に掲げるところにより設置するものであること。

イ できる限り高い位置に設置すること。

ロ 他船の汽笛を通常聴取する自船上の場所における音圧が、一一〇デシベル(A)を超えず、できる限り一〇〇デシベル(A)を超えないように設置すること。

ハ 指向性を有する汽笛が当該船舶における唯一の汽笛である場合には、当該汽笛は、船首方向において音圧が最大となるように設置すること。

二 二以上の汽笛を備える船舶にあつては、一の汽笛を他の汽笛から一〇〇メートルを超える間隔で設置する場合には、これらの汽笛が同時に吹鳴を發しないような措置を講じたものであること。

三 前号の汽笛のうちいずれか一又は船舶における唯一の汽笛の音圧が障害物により著しく減じられる区域を生じるおそれがある場合には、当該汽笛は、できる限り複合汽笛装置とすること。この場合において、当該複合汽笛装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

イ それぞれの間隔が一〇〇メートル以下である二以上の汽笛を有するものであること。

ロ イの各汽笛は、同時に吹鳴を發するものであること。

ハ イの各汽笛の周波数の差は、それぞれ一〇ヘルツ以上であること。

四 前号の複合汽笛装置は、この告示の規定の適用については、単一の汽笛とみなす。

(平一五国交告一三三一・一部改正)

第二節の二 探照灯

(探照灯)

第三条の二 規程第四百四十六條の八の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 適当な射光を有するものであること。
- 二 船橋から遠隔操作により回転できるものであること。
- 三 全方位にわたって水面を照射することができるように設置されていること。

第三節 号鐘及びどら

(号鐘及びどら)

第四条 規程第四百四十六條の九の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 号鐘又はどらから一メートルの位置における音圧は、一一〇デシベル以上であること。
- 二 材料は、耐しよく性のものであること。
- 三 澄んだ音色を発するものであること。
- 四 号鐘の呼び径は、三〇〇ミリメートル以上であること。
- 五 号鐘の打子の重量は、号鐘の重量の三パーセント以上であること。
- 六 動力式の号鐘の打子は、できる限り一定の強さで号鐘を打つものであって、かつ、手動によっても操作することができるものであること。

(平一五国交告一三三一・一部改正)

第四節 電子海図情報表示装置等

(電子海図情報表示装置等)

第五条 電子海図情報表示装置に係る規程第四百四十六條の十及び規程第四百四十六條の十の

二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 電子海図を表示することができるものであること。
- 二 船位を連続的に電子海図上に表示することができるものであること。
- 三 電子海図上の等深線を選択した場合には、選択した等深線を他の等深線と識別することができるものであること。
- 四 電子海図上の安全等深線を選択した場合には、選択した等深線より浅い位置を、他の位置と識別できる方法により表示することができるものであること。
- 五 真方位(真北を基準とする方位をいう。以下同じ。)により表示することができるものであること。
- 六 真運動表示方式(表示された陸地又は静止した物標を基準とした表示面の表示方式をいう。以下同じ。)により表示することができるものであること。
- 七 航海計画を設定することができ、かつ、それを表示することができるものであること。
- 八 安全等深線等の横断その他の適切でない航海計画が設定されたことを表示できるも

のであること。

九 表示面に表示される情報は、常に明りょうに表示できるものであること。

十 電子海図情報を更新することができるものであること。

十一 直前の一二時間について自船の航跡及びその関連情報を一分間隔で蓄積及び再生することができ、かつ、全航海の自船の航跡を四時間を超えない間隔の時刻記号とともに記録することができるものであること。

十二 故障した場合に警報を発するものであること。

十三 故障した場合に機能を引き継ぐことができる適切な予備装置を備えているものであること。

2 電子航海用刊行物情報表示装置に係る規程第百四十六条の十の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 電子航海用刊行物を表示することができるものであること。

二 電子航海用刊行物を更新することができるものであること。

三 前項第九号、第十二号及び第十三号に掲げる要件

(平二四国交告七六八・一部改正)

第五節 ナブテックス受信機

(ナブテックス受信機)

第六条 規程第百四十六条の十の三の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 船橋その他管海官庁が適当と認める場所に設置されていること。

二 海上安全情報を有効に受信し、表示又は印刷をすることができるものであること。

三 搜索又は救助の情報を受けた場合には、警報を発するものであること。

四 海上安全情報(重要な情報を除く。)の選択受信が可能であり、かつ、その選択受信状態を表示することができるものであること。

五 受信した海上安全情報を有効に蓄積することができるものであること。

六 取扱い及び保守に関する説明書を備え付けたものであること。

七 無線受信機及び記憶装置並びに表示装置又は印刷装置が適正に作動することを確認するための措置が講じられたものであること。

八 磁気コンパスに対する最小安全距離を表示したものであること。

九 電磁的干渉により他の設備の機能に障害を与え、又は他の設備からの電磁的干渉によりその機能に障害が生じることを防止するための措置が講じられているものであること。

十 機械的雑音は、船舶の安全性に係る可聴音の聴取を妨げない程度に小さいものであること。

十一 通常予想される電源の電圧又は周波数の変動によりその機能に障害を生じないものであること。

十二 過電流、過電圧及び電源極性の逆転から装置を保護するための措置が講じられているものであること。

十三 船舶の航行中における振動又は湿度若しくは温度の変化によりその性能に支障を生じないものであること。

十四 二以上の電源から給電されるものにあつては、電源の切替えを速やかに行うための措置が講じられているものであること。

(平一七国交告四九九・平二四国交告七六八・一部改正)

第六節 高機能グループ呼出装置

(高機能グループ呼出受信機)

第七条 規程第四百四十六条の十の四の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものであること。

二 前条各号に掲げる要件

(平二四国交告七六八・一部改正)

第七節 航海用レーダー等

(航海用レーダー)

第八条 規程第四百四十六条の十二第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。ただし、規程第四百四十六条の二十九の規定により船舶自動識別装置を備えることとされた船舶以外の船舶に備え付けられた航海用レーダーについては、第三十九号から第四十五号までに掲げる要件は、適用しない。

一 航海用レーダー(二の航海用レーダーを備えなければならない場合にあっては、そのうちの一の航海用レーダー)は、九ギガヘルツ帯の電波を使用するものでなければならない。

二 表示面の有効直径及び大きさは、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるものであること。

区分	表示面の有効直径	表示面の大きさ
総トン数五〇〇トン未満の船舶	一八〇ミリメートル以上	一九五ミリメートル以上
総トン数五〇〇トン以上一〇、〇	二五〇ミリメートル以上	二七〇ミリメートル以上

〇〇トン未満の船舶		
総トン数一〇、〇〇〇トン以上の船舶	三二〇ミリメートル以上	三四〇ミリメートル以上

- 三 使用中の距離レンジの値及び周波数帯を見やすい位置に常時明示することができるものであること。
- 四 一般的な電波干渉下において適切に動作するものであること。
- 五 物標の距離を使用中の距離レンジの一パーセント又は三〇メートルのうちいずれか大きい方の値以下の誤差で測定することができ、かつ、測定された距離は海里単位で画面上に明瞭に表示されるものであること。ただし、一・五海里以下の距離レンジにおいてはメートル単位で距離を表示しても差し支えない。
- 六 物標の方位を一度以下の誤差で測定することができるものであること。
- 七 空中線を海面上一五メートルの高さに設置した場合において、クラッタ(海面や雨雪等による反射波で生じる不要な映像をいう。以下同じ。)のないときに、次に掲げる物標を、十走査中八走査以上かつ誤探知の確率が〇・〇一パーセント以下で明瞭に表示することができ、かつ、船舶が一〇度横揺れ又は縦揺れしたときに当該表示が著しく劣化しないものであること。
- イ 二〇海里の距離にある高さ六〇メートルの陸地、八海里の距離にある高さ六メートルの陸地及び六海里の距離にある高さ三メートルの陸地
- ロ 十一海里の距離にある総トン数五、〇〇〇トンで高さ一〇メートルの船舶及び八海里の距離にある総トン数五〇〇トンで高さ五メートルの船舶
- ハ 三ギガヘルツ帯の電波を使用するものにあつては、三・七海里の距離にある航海用レーダー反射器を装着した高さ四メートルの小型船舶、三・六海里の距離にある高さ三・五メートルのコーナーリフレクタ付浮標、三海里の距離にある高さ三・五メートルの浮標及び三海里の距離にある長さ一〇メートルで高さ二メートルの船舶
- ニ 九ギガヘルツ帯の電波を使用するものにあつては、五海里の距離にある航海用レーダー反射器を装着した高さ四メートルの小型船舶、四・九海里の距離にある高さ三・五メートルのコーナーリフレクタ付浮標、四・六海里の距離にある高さ三・五メートルの浮標及び三・四海里の距離にある長さ一〇メートルで高さ二メートルの船舶
- 八 空中線を海面上一五メートルの高さに設置した場合において、クラッタのないときに、距離レンジの選別機の調整のみにより、空中線の位置から最小水平距離で四〇メートル以上一海里以下の距離にある高さ三・五メートルのコーナーリフレクタ付浮標、高さ

- 三・五メートルの浮標を、十走査中八走査以上かつ誤探知の確率が〇・〇一パーセント以下で明瞭に表示することができ、かつ、船舶が一〇度横揺れ又は縦揺れしたときに当該表示が著しく劣化しないものであること。この場合において、複数の空中線を有するときは、選択された空中線に対して自動的に距離の補正がなされるものであること。
- 九 クラッタのあるときにおいても最適かつ最も安定した性能を発揮することができるものであること。
- 十 一・五海里以下のすべての距離レンジにおいて、クラッタのある状態での視認性を高める手段を有するものであること。
- 十一 雨等の降下物、海面及び他のレーダーの電波による不要な表示を減少させる装置を有するものであること。
- 十二 利得及び信号の閾値を設定することができるものであること。
- 十三 手動及び自動で調整することができる有効なクラッタ除去機能を有するものであること。
- 十四 表示面に表示される情報は、常に明瞭に表示することができるものであること。
- 十五 最小限の遅延で画像を処理し、かつ、連続的に画像を更新することができるものであること。
- 十六 九ギガヘルツ帯の電波を使用するものにあつては、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ レーダー・ビーコンからの信号を表示することができること。
- ロ レーダー・トランスポンダーからの信号を表示することができること。
- ハ レーダー・ビーコン及びレーダー・トランスポンダーからの信号の表示を消去できるものにあつては、当該機能が作動していることが明瞭に表示され、かつ、当該機能を停止することができること。
- 十七 次に掲げる分解能を有するものであること。
- イ 一・五海里以下のいずれかの距離レンジにおいて、当該距離レンジの五〇パーセント以上一〇〇パーセント以下の距離にあり、かつ、相互に四〇メートル離れた同方位上の二の物標を分離して表示することができること。
- ロ 一・五海里以下のいずれかの距離レンジにおいて、当該距離レンジの五〇パーセント以上一〇〇パーセント以下の等しい距離にあり、かつ、方位角の差が二・五度である二の物標を分離して表示することができること。
- 十八 周囲に物標が存在していない状態で、航海用レーダーが正しく機能していることが

確認できる手段を備えたものであること。

十九 表示性能の著しい劣化を容易に確認することができる装置を備えたものであること。

二十 停止状態から四分以内に完全に作動するものであること。

二十一 五秒以内に完全に作動する状態にあらかじめしておくことができるものであること。

二十二 空中線の設置位置(複数設置されている場合にあつては、それぞれの空中線の設置位置)と、航海用レーダーを操作するための基準位置(以下「共通基準位置」という。)の位置の差を補正することができ、かつ、その補正值は、選定された空中線に応じて自動的に置き換えられるものであること。

二十三 次の要件に適合する自船の縮尺外形を表示することができるものであること。

イ 適切な距離レンジで使用することができること。

ロ 共通基準位置の位置と空中線の位置を表示することができること。

二十四 自船を中心とする表示がされている場合は、共通基準位置が表示面の中心に表示されるものであること。

二十五 物標の表示面上の表示位置は、物標の実距離に比例した縮尺で表示され、かつ、距離指標が遅滞なく表示されるものであること。

二十六 自船を中心とする〇・二五海里、〇・五海里、〇・七五海里、一・五海里、三海里、六海里、一二海里及び二四海里の各距離レンジを含む組合せを有するものであること。

二十七 電子距離環は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 物標の距離を、使用中の距離レンジの一パーセント又は三〇メートルのうちいずれか大きい方の値以下の誤差で測定することができること。

ロ 選択された距離レンジにおいて適切な数の等間隔の固定の電子距離環を表示することができること。

ハ 固定の電子距離環の間隔により示される距離を数字で表示することができること。

ニ 二つ以上の可変の電子距離環を有すること。

ホ 可変の電子距離環により測定した距離を明瞭に数字で表示することができること。

二十八 方位目盛りは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 共通基準位置から見た方位角として、五度、一〇度及び三〇度ごとにそれぞれ明確に区別できる目盛りを備えていること。

- ロ 三〇度ごとの目盛りには、方位角が表示されていること。
- 二十九 船首方向を示す線は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 共通基準位置から表示面の端まで表示することができること。
 - ロ 〇・一度以下の誤差で表示することができること。
 - ハ 複数の空中線を有する場合、選択した空中線と共通基準位置との船首方位のずれが自動的に補正されること。
 - ニ 一時的に消去することができること。
- 三十 電子方位線は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 二つ以上の電子方位線を有すること。
 - ロ 表示面の周辺部に表示された物標の方位を一度以下の誤差で測定することができること。
 - ハ 真方位及び相対方位(船首方向を基準とする方位をいう。以下同じ。)により表示することができること。
 - ニ 真方位又は相対方位のいずれを使用しているかを表示することができること。
 - ホ 電子方位線の起点を表示面上の任意の点に移動することができること。
 - ヘ 電子方位線の起点を自船の位置以外に移動させた場合には、容易に起点を自船の位置に戻すことができること。
 - ト 電子方位線の起点を固定すること及び自船の速力で移動させることができること。
 - チ 左右のいずれの方向にも回転することができること。
 - リ 起点の位置から表示された物標の方位角を明瞭に数字で表示することができること。
- 三十一 平行線は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 個別に消去できる独立した平行線を四本以上有すること。
 - ロ 平行線の距離及び方位を任意で設定することができること。
 - ハ 選択した平行線の距離及び方位角を速やかに表示することができること。
- 三十二 ユーザーカーソル(画面上の位置を指し示すための輝点をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 画面上の任意の位置を容易に指し示すことができること。
 - ロ 共通基準位置からユーザーカーソルの指し示す地点までの距離及び方位角並びにユーザーカーソルの指し示す地点の緯度経度を交互に又は両方を同時に示すことができること。

- ハ 表示面上の物標その他の表示物を選択し又は選択を解除することができること。
- ニ ユーザーカーソルの指示する点までの距離を使用中の距離レンジの一パーセント又は三〇メートルのうちいずれか大きい方の値以下の誤差で測定することができること。
- ホ 表示面の周辺部において、ユーザーカーソルの指示する点の方位を一度以下の誤差で測定することができること。

三十三 船首方位情報の取得及び表示は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- イ ジャイロコンパスより取得することができること。
- ロ 真方位により表示する場合において、入力信号に制約がある場合を除き、ジャイロコンパスより取得した方位角の〇・五度以内の誤差で周囲の物標を表示することができること。
- ハ 表示される方位角の数値は、ジャイロコンパスの数値と一致すること。
- ニ 共通基準位置からの方位として表示されること。

三十四 真運動表示方式及び相対運動表示方式(自船の表示位置を基準とした表示面の表示方式をいう。以下同じ。)により表示することができるものであること。

三十五 真運動表示方式による表示は、次に掲げる要件に適合するものであること。

- イ 設定した自船位置の表示面上の位置又は経過時間により、自船位置を自動的に表示面の中心に移動することができること。
- ロ 真方位及び相対方位(船首方向を基準とする方位をいう。以下同じ。)により表示することができること。
- ハ 選択している運動表示方式及び方位表示方式が表示されること。
- ニ 対水速力及び対地速力によりすることが表示することができること。
- ホ 対水速力又は対地速力のいずれを使用しているかを表示することができること。
- ヘ 対水速力及び対地速力を算定するために用いている情報源を表示することができること。

三十六 次に掲げる要件に適合する中心移動表示方式により表示することができるものであること。

- イ 選択した空中線の位置を、表示面の中心からその有効半径の五〇パーセントの範囲の任意の点に移動させて表示することができること。
- ロ 中心移動しうる範囲を拡大する操作を行った場合は、選択した空中線の位置を、表示面の中心からその有効半径の七五パーセントの範囲内の任意の点に移動させて表

示することができること。

ハ 真運動表示方式では、選択した空中線の位置を表示面の中心からその有効半径の五〇パーセントの範囲であって自船の船首方向の視界が最大となる位置に、自動又は手動により速やかに移動させて表示することができること。

ニ 中心移動の限度は選択された空中線位置で判別すること。

三十七 管海官庁が適当と認める方法により、船速距離計、ジャイロコンパス、船首方位伝達装置、船舶自動識別装置及び自船の位置を測定するための装置(以下「船速距離計等」という。)から情報の伝達を行うことができるものであること。

三十八 表示面における表示は、管海官庁が適当と認めるものであること。

三十九 船舶自動識別装置からの入力に基づく物標(以下「船舶自動識別装置物標」という。)の情報は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 船舶自動識別装置物標は、活性状態(物標に速度ベクトルが表示される状態をいう。以下同じ。)又は休眠状態(物標に速度ベクトルが表示されない状態をいう。以下同じ。)の二つの状態のいずれかにあること。

ロ 次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数の活性状態及び休眠状態の船舶自動識別装置物標を表示することができること。

区分	活性状態の物標	休眠状態の物標
総トン数五〇〇トン未満の船舶	二〇以上	一〇〇以上
総トン数五〇〇トン以上一〇、〇〇〇トン未満の船舶	三〇以上	一五〇以上
総トン数一〇、〇〇〇トン以上の船舶	四〇以上	二〇〇以上

ハ 表示できる容量を超える船舶自動識別装置物標の信号が入力された場合はその旨表示されること。

ニ 休眠状態の船舶自動識別装置物標は、一定の条件に基づき表示しないことができること。

ホ 休眠状態の船舶自動識別装置物標を活性状態に変更することができること。

ヘ 活性状態の船舶自動識別装置物標を休眠状態に変更することができること。

ト 船舶自動識別装置物標を自動的に活性状態に変更する場合、活性状態とする範囲は、船舶衝突予防援助装置で定める航海用レーダー物標の自動捕捉範囲と同一であること。

チ 船舶自動識別装置物標の初期状態は休眠状態であること。

リ 船舶自動識別装置物標の針路及び速力は、時間可変のベクトルで表示され、かつ、ベクトルの表示方式、時間及び自船速力情報の対地又は対水の別が常時表示されること。

ヌ 船舶自動識別装置物標は、設定された共通基準位置を基点として表示されること。

ル 近距離の距離レンジにおいて、活性状態の船舶自動識別装置物標の真の外形が表示されること。

ヲ 活性状態の船舶自動識別装置物標の航跡が表示されること。

ワ 船舶自動識別装置物標の情報が欠損がある場合は、当該物標の情報が欠損していることを表示すること。

カ 自船の船舶自動識別装置の保持情報が表示されること。

四十 次に掲げる船舶自動識別装置物標の処理機能の状態表示が行うことができるものであること。

イ 船舶自動識別装置物標処理機能の動作の有無

ロ 船舶自動識別装置物標を表示しない条件

ハ 船舶自動識別装置物標を活性状態に変更する条件

ニ 船舶自動識別装置物標の接近警報機能の動作の有無

ホ 船舶自動識別装置物標の消失警報機能の動作の有無

ヘ 船舶自動識別装置物標と航海用レーダー物標の統合表示機能の動作の有無

四十一 任意の船舶自動識別装置物標を選択することができ、かつ、選択した船舶自動識別物標ごとに次に掲げる事項を表示し、当該物標を選択している間は自動更新することができるものであること。

イ 情報源

ロ 国際海事機関船舶識別番号

ハ 航海の状態

ニ 位置情報及び位置情報の精度(利用可能な場合に限る。)

ホ 距離

ヘ 真方位

ト 真針路

チ 真速力

リ 最接近地点における距離

ヌ 最接近地点に至る時間

ル 船首方位

ヲ 回頭角

四十二 船舶自動識別装置物標の接近等に関する警報は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ すべての警報は警報原因が明示されること。

ロ 活性状態の船舶自動識別装置物標の最接近点の距離及び最接近時刻が設定された値より小さくなった場合に、警報を表示するとともに当該物標を明示すること。

ハ 自船に対する物標の接近を警戒するためにあらかじめ接近警戒圏を設定することができるものであって当該接近警戒圏に物標が進入した場合に、速やかに可視可聴の警報を発し、かつ、当該物標を他の物標と識別することができる方法により表示することができること。

ニ 船舶自動識別装置物標の消失警報機能が有効であって、船舶自動識別装置物標が追尾範囲内で一定時間以上情報が受信されない場合に、利用できる船舶自動識別装置物標の最新情報及び航跡を表示するとともに、物標を消失したことを明瞭に表示すること。なお、操作者による確認がなされた場合又は船舶自動識別装置物標の情報が再度受信された場合は停止すること。

四十三 次に掲げる要件に適合する航海用レーダー物標及び船舶自動識別装置物標の統合表示機能を有するものであること。

イ 一定の条件に基づき同一の物標として判断され表示されること。

ロ 特段の設定を行わない場合、同一と判断された物標は、船舶自動識別装置物標のみが表示されること。

ハ 同一と判断された物標の表示が、航海用レーダー物標のみの表示となるよう設定することができること。

ニ 同一と判断された物標の距離、真方位、真速力又は真針路に一定以上の差が生じた場合、それぞれの物標を異なる物標として表示すること。

四十四 航海用レーダーの情報が取得できない場合は、船舶自動識別装置からの情報を表示し、かつ、更新されていない航海用レーダーの情報は表示されないものであること。

四十五 船舶自動識別装置の情報が取得できない場合は、航海用レーダーの情報が表示されるものであること。

四十六 次に掲げる要件に従い、航海計画の保持及び表示が行われるものであること。

イ 航海計画を設定することができ、かつ、それを表示することができるものであること。

と。

- ロ 管海官庁が適当と認める航海計画の表示であること。
- ハ 航海計画の情報は電源を消去した場合に保持されること。
- ニ 航海計画の情報は装置の一部を取り替えた場合に適切に移設することができること。

四十七 表示面に電子海図を表示する場合は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- イ 一つの操作で電子海図を消去することができること。
- ロ 電子海図情報は管海官庁が適当と認めるものを使用することができること。
- ハ 電子海図情報を更新することができること。
- ニ 電子海図情報のうち一定の種類の情報に限定して表示することができること。
- ホ 共通基準位置を自船位置として表示すること。
- ヘ 航海用レーダーの情報が優先して表示されること。
- ト 表示面に表示される情報は、常に明瞭に表示されること。
- チ 故障した場合に航海用レーダー及び船舶自動識別装置の作動に悪影響を与えないこと。

四十八 装置の故障等に関する警報は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- イ 管海官庁が適当と認める方法で警報すること。
- ロ 画面が凍結した場合に警報すること。
- ハ 船速距離計等の航海用レーダーに接続している装置からの情報の伝達が停止した場合に警報すること。

四十九 複数の航海用レーダーの情報を統合して表示する場合には、次の条件を満たすものであること。

- イ 一つの航海用レーダーが故障した場合に他の航海用レーダーの動作に悪影響を与えないこと。
- ロ 画面に表示している情報の取得源を表示することができること。
- ハ 個々の航海用レーダーの動作状態が表示されること。

五十 操作用のつまみ類は、使用しやすいものであり、かつ、管海官庁が適当と認める表示を付したものであること。

五十一 電源の開閉器は、表示面に近接した位置に設けられていること。

五十二 寿命のある部品について作動時間を記録できる機能を有するものであること。

五十三 表示器及び表示器の設置場所は管海官庁が適当と認めるものであること。

五十四 指定された一定の方位において電波の発射を停止させることができ、かつ、電波の発射を停止する機能の状態が画面上に表示されるものであること。

五十五 空中線は、一定の相対風速においても支障なく作動するものであり、かつ、空中線部において空中線の回転及び電波の発射を停止させることができるものであること。

五十六 訓練用の表示ができるものであること。

五十七 船首方位情報が取得できない場合は、当該情報が取得できなくなってから一分以内に、相対方位により表示することができるものであること。この場合において、真方位により表示することができない状態であることを表示するとともに、クラッタを除去する機能が物標の探知性能を低下させる場合は、当該機能が一分以内に自動的に停止するものであること。

五十八 対水速力情報が取得できない場合は、自船の速力並びに潮流の速度及び流向に関する情報を手動操作により入力することができ、かつ、当該情報を用いていることが画面上に表示されるものであること。

五十九 対地針路及び対地速力情報が取得できない場合は、対水針路及び対水速力情報により装置が作動するものであること。

六十 船位情報として一点の参照物標のみを使用している場合は、海図情報等の表示が消去されるものであること。ただし、手動で船位情報を入力する場合は、この限りではない。

六十一 航海用レーダー単体で操作することができるものであること。

六十二 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件。

(平二〇国交告六七九・全改)

(電子プロットング装置)

第九条 規程第百四十六条の十四の告示で定める要件は、次のとおりとする。ただし、規程第百四十六条の二十九の規定により船舶自動識別装置を備えることとされた船舶以外の船舶に備え付けられた電子プロットング装置については、第八号ハに掲げる要件は、適用しない。

一 二〇以上の航海用レーダー物標を捕捉することができ、かつ、捕捉した物標を自動的に追尾することができるものであること。

二 使用中の距離レンジの値を見やすい位置に表示することができるものであること。

三 表示面内の任意の地点から別の任意の地点までの距離及び方位を測定することができるものであること。

- 四 物標の航跡の表示は、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 航跡を表示する長さを設定することができること。
 - ロ 真ベクトル表示方式(当該物標の真針路及び真速力による表示方法をいう。)及び相対ベクトル表示方式(自船を基準とした当該物標の相対針路及び相対速力による表示方法をいう。)により表示することができること。
 - ハ 真方位及び相対方位により表示することができること。
 - ニ 物標と区別できる表示がなされること。
 - ホ 距離レンジの一段階の変更、航海用レーダー画像位置の修正及び表示モードの変更の各操作の後、二走査以内の画面更新で航跡を表示することができるのであること。
- 五 表示面における表示は、管海官庁が適当と認めるものであること。
- 六 航海用レーダー物標の追尾機能は次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 追尾計算は航海用レーダー物標の相対位置及び自船の動きを基になされること。
 - ロ 三海里、六海里及び十二海里の距離レンジにおいて追尾できる機能を有すること。
 - ハ 物標追尾能力が限界値を超える場合は表示すること。
 - ニ 物標追尾能力が限界値を超えることにより航海用レーダーの機能に悪影響を与えないこと。
 - ホ 物標を捕捉した後、一分以内に当該物標の移動の概略の予測を、三分以内に当該物標の移動の予測を、ベクトル又は図形により表示することができること。
 - ヘ 追尾物標の情報更新を自動的に行うことができること。
 - ト 連続する一〇回の走査において五回以上表示される物標を継続して追尾することができること。
 - チ 可能な限り物標の移動予測が速やかに行われ、かつ、移動予測情報が平準化される設計がなされていること。
 - リ 物標の誤追尾を最小限にする設計がなされていること。
 - ヌ 捕捉した物標の追尾を解除することができること。
 - ル 管海官庁が適当と認める物標の追尾及び移動の予測の確度を有すること。
 - ヲ 物標と自船との距離は、五〇メートル又は物標との距離の一パーセントのいずれか大きい方の値以下の誤差で測定することができること。
 - ワ 物標の方位は二度以内の誤差で測定することができること。
 - カ 静止した物標に基づき対地速力を算定でき、かつ、算定に用いた物標を表示することができること。

- ヨ 航海用レーダー物標の針路及び速力は、時間可変のベクトルで表示され、かつ、ベクトルの表示方式、時間及び自船速力情報の対地又は対水の別が常時表示されること。
- 七 任意の航海用レーダー物標を選択することができ、かつ、選択した航海用レーダー物標ごとに次に掲げる事項を表示し、当該物標を選択している間は自動更新することができるものであること。

イ 情報源

ロ 距離

ハ 真方位

ニ 最接近地点における距離

ホ 最接近地点に至る時間

ヘ 真針路

ト 真速力

- 八 航海用レーダー物標の接近等に関する警報は、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ すべての警報は警報原因が明示されること。

ロ 航海用レーダー物標の最接近点の距離及び最接近時刻が設定された値より小さくなった場合に、警報を表示するとともに当該物標を明示すること。

ハ 警報を行う最接近点及び最接近時刻の判定基準の初期設定値は、航海用レーダー物標と船舶自動識別装置物標で同一であること。

ニ 自船に対する物標の接近を警戒するためにあらかじめ接近警戒圏を設定することができるものであって、当該接近警戒圏に物標が進入した場合に、速やかに可視可聴の警報を発し、かつ、当該物標を他の物標と識別することができる方法により表示することができるものであること。

ホ 追尾中の航海用レーダー物標が追尾範囲内で消失した場合に、速やかに警報を発し、かつ、当該物標の消失した位置を他の物標と識別することができる方法により表示することができるものであること。

- 九 第六条第六号及び第八号から第十四号並びに第八条第五十三号に掲げる要件

(平二〇国交告六七九・全改)

(自動物標追跡装置)

- 第十条 規程第四百四十六条の十五第一項及び第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 三〇以上の航海用レーダー物標を捕捉することができ、かつ、捕捉した物標を自動的に追尾することができるものであること。

二 前条第二号から第九号までに掲げる要件

(平二〇国交告六七九・全改)

(自動衝突予防援助装置)

第十一条 規程第百四十六条の十六の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 四〇以上の航海用レーダー物標を捕捉することができ、かつ、捕捉した物標を自動的に追尾することができるものであること。

二 指定された範囲内の物標の捕捉を自動的に行うことができるものであること。

三 次の要件を満たす模擬操船を行うことができること。

イ 自船の針路及び速力を任意に指定することができること。

ロ 時間経過を段階的に変化させることができること。

ハ 模擬操船中も物標の追尾が継続され表示面に表示されること。

ニ 模擬操船は航海用レーダー物標及び活性状態の船舶自動識別装置物標に適用されること。

四 第九条第二号から第九号までに掲げる要件

(平二〇国交告六七九・全改)

(航海用レーダー反射器)

第十二条 規程第百四十六条の十七の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 有効なレーダー断面積を有するものであること。

二 備え付けに適切な向きがある場合には、その向きを示したものであること。

三 適当な高さに取り付けられたものであること。

四 第六条第十三号に掲げる要件

第八節 磁気コンパス等

(磁気コンパス)

第十三条 規程第百四十六条の十八の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 できる限り船の中心線上であって磁性材料から離れた位置に設置されていること。

二 操舵位置からその表示を明りょうに読み取ることができること。

三 指針面の表示は、管海官庁が適当と認めるものであること。

四 明るさを調整することができる二以上の照明装置を備え付けたものであること。

五 誤差は、管海官庁が適当と認めるものであること。

六 自差を修正することができるものであること。

七 羅盆は、船舶が任意の方向に三〇度傾斜している状態においても水平を保つように、かつ、堅固に環架に取り付けられていること。

八 残留自差を修正するための図表を備えたものであること。

九 第六条第十三号に掲げる要件

(方位測定コンパス装置)

第十四条 規程第百四十六条の十九の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 全方位にわたって見通しが良好な位置に設置されていること。

二 指針面の表示は、管海官庁が適当と認めるものであること。

三 第六条第十三号の要件

(ジャイロコンパス)

第十五条 規程第百四十六条の二十第一項及び第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 マスター・ジャイロコンパスは、操舵位置からその表示を明瞭に読み取ることができる位置に設置されていること。ただし、当該位置にジャイロ・レピータが設置されている場合は、この限りでない。

二 停止状態から管海官庁の指定する時間以内に静定することができるものであること。

三 船舶の速力及び緯度により生じる誤差を補正することができるものであること。

四 給電が停止した場合に警報を発するものであること。

五 測定した船首方位に係る情報を航海用レーダーその他の必要な航海用具等に伝達することができるものであること。

六 明るさを調整することができる照明装置を備え付けたものであること。

七 第六条第八号から第十四号まで並びに第十三条第三号及び第五号に掲げる要件

(衛星コンパス)

第十五条の二 規程第百四十六条の二十の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 指針面の表示は、管海官庁が適当と認めるものであること。

二 操舵位置からその表示を明瞭に読み取ることができる位置に設置されていること。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

三 故障した場合に警報を発するものであること。

四 誤操作による補正装置の作動を防止するための措置が講じられているものであること。

と。

五 第六条第八号から第十四号まで、第十三条第五号並びに前条第四号及び第五号に掲げる要件

(船首方位伝達装置)

第十六条 規程第百四十六条の二十一の告示で定める要件は、前条第三号から第五号までに掲げるもの。ただし、国際航海に従事しない総トン数五〇〇トン未満の船舶にあっては、管海官庁の指示するところによるものとする。

第九節 音響測深機

(音響測深機)

第十七条 規程第百四十六条の二十三の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 送受波器は、できる限り、船体、プロペラ等により生じる水流の影響を受けない位置に設置されていること。

二 通常の音波の伝播状態において、送受波器の下方二メートルから二〇〇メートルまでの水深を測定することができるものであること。

三 二〇〇メートルの水深に対応する測深レンジ及び二〇メートルの水深に対応する測深レンジを有するものであること。

四 音波を毎分三六回以上発射することができるものであること。

五 一五分間の測深結果を表示することができるものであること。

六 一二時間の測深結果を記録することができるものであること。

七 水深があらかじめ設定した値以下となった場合に、可視可聴の警報を発するもの(可聴警報を一時的に停止することができるものに限る。)であること。

八 その機能に障害を生じるおそれのある給電の停止又は減少があった場合に、可視可聴の警報を発するもの(可聴警報を一時的に停止することができるものに限る。)であること。

九 測深結果に係る情報を他の設備に伝達することができるものであること。

十 船舶が五度縦揺れ又は一〇度横揺れしている状態においてもその機能に障害を生じないものであること。

十一 第六条第六号及び第八号から第十四号まで、第八条第一項第四号、第十三条第五号並びに第十五条第六号に掲げる要件

十二 前各号に掲げるもののほか、水深の表示の方法その他の音響測深機が通常有すべき性能について、管海官庁が適当と認めるものであること。

2 規程第百四十六条の二十三第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 送受波器（極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海氷がある海域を航行するように設計された極海域航行船に備えるものに限る。）は、海氷から保護するための措置が講じられているものであること。

二 前項第一号から第十二号までに掲げる要件

第十節 衛星航法装置等

（第一種衛星航法装置）

第十八条 第一種衛星航法装置に係る規程第百四十六条の二十四第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 自船の位置の測定のために適当な人工衛星の発射する電波をGPS受信機により有効に受信し、かつ、自動的に自船の位置を測定できるものであること。

二 自船の位置、対地速力及び真針路の測定に係る演算処理を管海官庁が適当と認める速さで行うことができるものであること。

三 ディファレンシャル方式による位置誤差を補正する信号を入力することができ、かつ、当該信号を入力した場合において第一号の測定した自船の位置を補正することができるものであること。

四 次に掲げる事項を見やすい方法により表示できるものであること。

イ 測定した自船の位置（一、〇〇〇分の一分を単位とする緯度及び経度による表示）

ロ イに係る測定の時刻

ハ 測定機能の不良が生じた場合において、その旨並びに測定機能の不良が生じる直前に測定した自船の位置及び当該位置に係る測定の時刻

ニ ディファレンシャル方式による補正を行う場合において、位置誤差を補正する信号が入力されていること及び測定した自船の位置が補正されていること。

五 測定した自船の位置、時刻、対地速力及び真針路を航海用レーダーその他の航海用具に伝達する信号を出力することができるものであること。

六 空中線回路及び信号の入出力端子が短絡又は接地した場合においても損傷を受けないような措置が講じられているものであること。

七 第六条第六号、第八号から第十一号まで及び第十三号、第八条第一項第三号及び第四号並びに第十三条第五号に掲げる要件

（平一五国交告九七一・一部改正）

（第二種衛星航法装置）

第十九条 第二種衛星航法装置に係る規程第四百四十六條の二十四第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 自船の位置の測定に係る演算処理を管海官庁が適当と認める速さで行うことができるものであること。
- 二 測定した自船の位置の情報を航海用レーダーその他の航海用具に伝達する信号を出力することができるものであること。
- 三 前条第一号、第四号(イ及びロに掲げる要件に限る。)及び第七号(第六条第十一号及び第十三号を除く。)に掲げる要件
(平一五国交告九七一・全改)

第二十条 削除

(平二六国交告一二〇二)

第十一節 船速距離計

(船速距離計)

第二十一条 総トン数五〇、〇〇〇トン未満の船舶に係る規程第四百四十六條の二十五の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 速力及び距離の表示は、管海官庁が適当と認めるものであること。
- 二 対水速力及び対地速力を測定することができるものにあつては、測定中の速力の種類を表示することができるものであること。
- 三 総トン数一〇、〇〇〇トン以上の船舶に備えるものにあつては、対水速力及び対水距離を測定することができるものであること。
- 四 前進方向以外の速力を表示することができるものにあつては、当該速力の方向を表示することができるものであること。
- 五 船体を貫通する計測部が損傷を受けた場合においても浸水を生じないような措置が講じられているものであること。
- 六 計測部の保護のため、可動式計測部の状態を表示する装置を備え付ける等管海官庁が適当と認める措置が講じられているものであること。
- 七 測定した速力及び距離に係る情報を自動衝突予防援助装置その他の必要な航海用具等に伝達することができるものであること。
- 八 第六条第六号及び第八号から第十四号まで、第八条第一項第四号並びに第十三条第五号に掲げる要件

2 総トン数五〇、〇〇〇トン以上の船舶に係る規程第四百四十六條の二十五の告示で定める

要件は、次のとおりとする。

- 一 対地速力及び対地距離を測定することができるものであること。
- 二 横方向の速力を表示することができるものであること。
- 三 前項各号に掲げる要件
- 四 第一号及び前項第三号に掲げる装置は、それぞれ互いに独立したものとすること。

(平二六国交告七一三・一部改正)

第十二節 回頭角速度計

(回頭角速度計)

第二十二条 規程第百四十六条の二十七の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 回頭角速度の表示は、管海官庁が適当と認めるものであること。
- 二 三〇度毎分以上の回頭角速度を表示することができ、かつ、回頭角速度が目盛りの最大値を超えた場合には、そのことを表示することができるものであること。
- 三 停止状態から四分以内に完全に作動するものであること。
- 四 作動中であることを表示することができるものであること。
- 五 入力信号に対する応答を調節することができるものであること。
- 六 連動するジャイロコンパスの機能に障害を与えないものであること。
- 七 第六条第八号から第十四号まで及び第十三条第五号に掲げる要件

第十三節 音響受信装置

(音響受信装置)

第二十三条 規程第百四十六条の二十八の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 周波数七〇ヘルツから八二〇ヘルツまでの音響を受信することができるものであること。
- 二 受信した音響を船橋内で再生することができるものであること。
- 三 音響を探知した方位が、船首方向に対し前後左右いずれの方向であるかを表示できるものであること。
- 四 音響を受信した場合に受信を示す表示を三秒以上行うものであること。
- 五 表示器は、船橋の適当な位置に備え付けられたものであること。
- 六 音量を調節できるものであること。
- 七 第六条第八号から第十四号までに掲げる要件

第十四節 船舶自動識別装置

(船舶自動識別装置)

第二十四条 規程第百四十六条の二十九の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 自動的に航海の情報を発信することができるものであること。
- 二 短距離間及び長距離間における次に掲げる情報の送受信ができるものであること。

イ 静的な情報として次に掲げる事項

- (1) 可能な場合、国際海事機関船舶識別番号
- (2) 信号符字及び船名
- (3) 船の長さ及び幅
- (4) 船種
- (5) 衛星航法装置又は無線航法装置の空中線の設置場所

ロ 動的な情報として次に掲げる事項

- (1) 位置
- (2) 時刻
- (3) 船首方位
- (4) 速力
- (5) 航海針路
- (6) 航海の状態
- (7) 回頭角速度
- (8) 可能な場合、横傾斜角
- (9) 可能な場合、縦揺れ角及び横揺れ角

ハ 航海関連情報として次に掲げる事項

- (1) 喫水
- (2) 貨物情報
- (3) 目的地及び到着予定時間

ニ その他任意に作成した文章

三 静的な情報を六分毎に、航海関連情報を六分毎及び情報を変更したときに並びに動的な情報を次の表の上欄に掲げる船舶の情報の区分によりそれぞれ下欄に定める間隔毎に自動的に送信することができるものであること。

船舶の状態	発信する間隔
びよう 錨泊中	三分
速力が一四ノット未満であり、進路変更中でない場合	一二秒
速力が一四ノット未満であり、進路変更中である場合	四秒

速力が一四ノット以上二三ノット以下であり、進路変更中でない場合	六秒
速力が一四ノット以上二三ノット以下であり、進路変更中である場合	二秒
速力が二三ノットを越え、進路変更中でない場合	三秒
速力が二三ノットを越え、進路変更中である場合	二秒

四 要求された場合に自動的に情報を送信することができるものであること。

五 情報を手動で入力及び訂正することができるものであること。

六 誤った内容の送信を防止するための措置を講じたものであること。

七 停止状態から二分以内に作動することができるものであること。

八 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件

(船舶長距離識別追跡装置)

第二十四条の二 規程第百四十六条の二十九の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 海上保安庁に対して、六時間毎に次に掲げる航海の情報を自動的に送信することができるものであること。

イ 船舶長距離識別追跡装置の識別番号

ロ 位置

ハ 時刻

二 情報の送信間隔を遠隔制御により設定できるものであること。

三 要求された場合に自動的に情報を送信することができるものであること。

四 規程第百四十六条の二十四に規定する衛星航法装置と直接接続されたもの又はこれと同等の衛星測位が可能な装置を備えたものであること。

五 船上で電源を切断すること又は情報の送信を停止することができるものであること。

六 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件

(平二〇国交告一五〇一・追加)

第十五節 航海情報記録装置

(航海情報記録装置)

第二十五条 規程第百四十六条の三十の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 次に掲げる記録媒体を備えているものであること。

イ 固定式記録媒体

ロ 自動浮揚式記録媒体

- ハ 長時間記録媒体
- 二 記録媒体は、次に掲げる記録媒体の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。
 - イ 固定式記録媒体 四十八時間以上の情報を記録することができ、かつ、記録に関する動作の終了後、記録された情報を二年間以上保存することができるものであること。
 - ロ 自動浮揚式記録媒体 四十八時間以上の情報を記録することができ、かつ、記録に関する動作の終了後、記録された情報を六ヶ月間以上保存することができるものであること。
 - ハ 長時間記録媒体 七百二十時間以上の情報を記録することができ、かつ、船内の容易に近づくことができる場所から記録された情報を取り出せるものであること。
- 三 固定式記録媒体は、次に掲げる要件に適合する固定式保護容器に搭載されること。
 - イ 外部は非常に見やすい色であり、再帰反射材(船舶救命設備規則(昭和四十年運輸省令第三十六号)第四十二条の二の規定に適合するもの。次号において同じ。)が取り付けられているものであること。
 - ロ 水中での位置を特定するための装置を備えているものであること。
 - ハ 船舶に事故が発生した後、記録された情報を取り出せるものであること。
- 四 自動浮揚式記録媒体は、次に掲げる要件に適合する自動浮揚容器に搭載されること。
 - イ 船舶の沈没の際自動的に浮揚して船舶から離脱するように積み付けられていること。
 - ロ 回収を容易にするための手段を講じたものであること。
 - ハ 再帰反射材が取り付けられているものであること。
 - ニ 船舶救命設備規則第三十九条各号に掲げる要件に適合するものであること。
 - ホ 位置を特定するための信号を、百六十八時間以上の期間にわたって、四十八時間以上送信することができるものであること。
 - ヘ 前号ハに掲げる要件
- 五 次に掲げる事項に係る情報を記録できるものであること。
 - イ 日付及び時刻
 - ロ 位置
 - ハ 速力
 - ニ 船首方位
 - ホ 船橋における音響

- ヘ 無線通信における音声
 - ト レーダー画面に表示された映像
 - チ 船舶に設置される場合には、電子海図情報表示装置
 - リ 音響測深機
 - ヌ 船橋における警報
 - ル 命令伝達装置及び舵角指示器等
 - ヲ 船体開口部の状態
 - ワ 水密戸及び防火戸
 - カ 船舶に設置される場合には、船体応力監視装置及び加速度計
 - ヨ 船舶に設置される場合には、風速計及び風向計
 - タ 船舶自動識別装置
 - レ 船舶に設置される場合には、電子傾斜計
 - ソ 機器構成データ
 - ツ 船舶に設置される場合には、電子航海日誌
- 六 記録された情報は、各事項につき日付及び時刻に係る情報で連動されたものであること。
- 七 記録された情報の修正を防止するための措置を講じたものであること。
- 八 故障した場合に警報を発するものであること。
- 九 専用の予備電源で二時間船橋音声を記録することができるものであること。
- 十 記録された情報の取出し及び再生のための管海官庁が適当と認める措置を講じたものであること。
- 十一 性能試験を行う機能を有するものであること。
- 十二 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件
(平二六国交告一〇四九・一部改正)
第十六節 デジタル選択呼出装置等

(VHFデジタル選択呼出装置)

第二十六条 規程第四百四十六条の三十四の三の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 船橋その他管海官庁が適当と認める場所に設置されていること。
- 二 二以上の制御装置を備える場合にあつては、船橋に設置したものの使用を優先し、かつ、各制御装置において他の装置が使用中であることを表示することができるものであること。

- 三 遭難周波数において付近の他の船舶その他の施設と有効かつ確実に呼出しの送信及び受信ができるものであること。
- 四 船橋において呼出しの送信及び受信ができるものであること。
- 五 常時遭難呼出しの送信の開始と中断ができ、かつ、誤操作による遭難呼出しの送信の開始を防止するための措置が講じられているものであること。
- 六 遭難呼出しの送信の開始が、他のいかなる操作よりも優先されるものであること。
- 七 自己識別符号を記憶でき、かつ、容易に変更できないものであること。
- 八 自船の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報を自動的に入力することができるものであること。
- 九 自船の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報を手動操作により入力できるものであること。
- 十 自船の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報が定期的に更新されない場合には、警報を発するものであること。
- 十一 呼出しを受信した場合には、可視可聴の警報(遭難呼出しその他重要な呼出しを受信した場合には、特別な可視可聴の警報)を発するものであること。
- 十二 受信された遭難情報を読み出されるまで記憶しているものであること。
- 十三 適正に作動することが信号を発信することなく確認できるものであること。
- 十四 スイッチが入っていることを表示できるものであり、かつ、スイッチを入れてから一分以内に作動するものであること。
- 十五 電波を発信していることを表示できるものであること。
- 十六 空中線回路が断線又は短絡した場合においても損傷を受けないような措置が講じられているものであること。
- 十七 常用の電源のほか予備の独立の電源からも給電することができるものであること。
- 十八 第六条第六号及び第八号から第十四号までに掲げる要件
(VHFデジタル選択呼出聴守装置)

第二十七条 規程第百四十六条の三十四の五の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 船橋において遭難周波数で連続的に聴守でき、かつ、有効確実に受信できるものであること。
- 二 適正に作動することが確認できるものであること。
- 三 第六条第六号及び第八号から第十四号まで並びに前条第一号、第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十七号に掲げる要件

(デジタル選択呼出装置)

第二十八条 規程第百四十六条の三十八の二の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 遭難周波数において他の船舶その他の施設と有効かつ確実に呼出しの送信及び受信ができるものであること。
- 二 選択し、又は選択された周波数を制御盤上に表示することができるものであること
(MFのみで運用するものを除く。)
- 三 第二十六条第一号、第二号及び第四号から第十八号までに掲げる要件

(デジタル選択呼出聴守装置)

第二十九条 規程第百四十六条の三十八の四の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 選択された周波数を制御盤上に表示できるものであること(MFのみで運用するものを除く。)
- 二 第六条第六号及び第八号から第十四号まで、第二十六条第一号、第七号、第十一号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十七号並びに第二十七条第一号及び第二号に掲げる要件

(平一七国交告四九九・一部改正)

第十七節 遭難信号送信操作装置

(遭難信号送信操作装置)

第三十条 規程第百四十六条の三十八の六の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる設備のうち当該船舶に備えなければならないものの遭難呼出し又は遭難信号の送信を一括して開始させることができるものであること。
 - イ VHFデジタル選択呼出装置
 - ロ MFデジタル選択呼出装置
 - ハ HFデジタル選択呼出装置
 - ニ インマルサット直接印刷電信
 - ホ インマルサット無線電話
 - へ 船舶救命設備規則第二条第二号ヌの浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識(船橋から遠隔操作することができるように備える場合に限る。)
 - ト 船舶救命設備規則第二条第二号ルの非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識(船橋の適当な位置に備える場合を除く。)
- 二 誤操作による遭難呼出し又は遭難信号の送信の開始を防止するための措置が講じられているものであること。

- 三 スイッチが入っていることを表示できるものであること。
- 四 自船の位置及び当該位置に係る時刻に関する情報を自動的に入力して遭難呼出し又は遭難信号の送信を開始させることができるものであること。

(平二六国交告一〇四九・一部改正)

第十八節 遭難信号受信装置

(遭難信号受信警報装置)

第三十一条 規程第四百四十六条の三十八の八の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる設備のうち当該船舶に備えなければならないもののいずれかが遭難情報、遭難呼出し又は遭難信号を受信した場合には、可視可聴の警報を発するものであること。

- イ ナブテックス受信機
- ロ 高機能グループ呼出受信機
- ハ VHFデジタル選択呼出聴守装置
- ニ MFデジタル選択呼出聴守装置
- ホ HFデジタル選択呼出聴守装置
- ヘ インマルサット直接印刷電信
- ト インマルサット無線電話

- 二 遭難情報、遭難呼出し又は遭難信号を受信した設備を表示することができるものであること。

第十九節 水先人用はしご

(水先人用はしご)

第三十二条 水先人用はしごの機能に係る規程第四百四十六条の三十九の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 十分な強度を有するものであること。
- 二 船舶のいずれの舷^{げん}においても使用することができ、かつ、船舶のあらゆる積載状態及び縦傾斜の状態並びに反対方向への一五度の横傾斜の状態においても海面に達するものであること。
- 三 踏段及びサイド・ロープは、滑りにくいものであること。
- 四 踏段は、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 安全上十分な大きさを有するものであること。
 - ロ 適当な間隔で水平に取り付けられたものであること。
 - ハ 銘板が取り付けられたものであること。

五 サイド・ロープは、降ろした長さを識別するための印が適当な間隔で付されたものであること。

六 ねじれを防止する措置が講じられたものであること。

2 水先人用はしごの位置に係る規程第百四十六条の三十九の告示で定める要件は、次のとおりとする。ただし、管海官庁が当該船舶の構造を考慮してやむを得ないと認める場合は、その指示するところによるものとする。

一 船舶のいずれの排水口からも離れ、かつ、できる限り船の中央に近い位置であること。

二 各踏段が船側に確実に接する位置であること。

(平二四国交告七六八・一部改正)

第二十節 舵角指示器等

(舵角指示器等)

第三十三条 規程第百四十六条の四十三の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 船橋の適当な位置に設置されたものであること。

二 舵角指示器にあっては、操舵装置の制御系統から独立したものであること。

第二十一節 載貨扉開閉表示装置

(載貨扉開閉表示装置)

第三十四条 規程第百四十六条の四十四の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 載貨扉が完全に閉鎖されていない場合には、船橋において可視警報を発するものであること。

二 載貨扉が完全に閉鎖されていない状態で出港した場合又は航行中に載貨扉が完全に閉鎖されていない状態となった場合には、船橋において可聴警報を発するものであること。

三 フェイル・セーフのものであること。

四 載貨扉の開閉装置及び安全装置に対する動力の供給とは独立した系統により動力が供給されるものであること。

第二十二節 漏水検知装置等

(漏水検知装置等)

第三十五条 規程第百四十六条の四十五の告示で定める要件は、載貨扉からの漏水を船橋及び機関制御室において(国際航海に従事しない船舶にあっては、船橋において)有効に確認することができるものであることとする。

第二十三節 監視装置

(監視装置)

第三十六条 規程第百四十六条の四十六第一項の告示で定める要件は、ロールオン・ロールオフ貨物区域若しくは車両区域における貨物の移動又は当該区域への関係者以外の者の立入りを船橋において有効に監視することができるものであることとする。

第二十四節 喫水計測装置

(喫水計測装置)

第三十七条 規程第百四十六条の四十八の告示で定める要件は、船首及び船尾の喫水を計測することができるものであることとする。

第二十五節 浸水警報装置

(平一八国交告四五八・追加)

(浸水警報装置)

第三十七条の二 規程第百四十六条の四十八の二第一号の船舶に備える検知器及び警報盤の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 検知器は、最高区画喫水(船舶区画規程(昭和二十七年運輸省令第九十七号)第二条第十二項における最高区画喫水をいう。)における船舶の毎センチメートル排水量(立方メートル)を超える容積を有する水密区画に設置されていること。ただし、最高区画喫水における船舶の毎センチメートル排水量が、三〇立方メートル以下の場合にあつては、三〇立方メートルを超える容積を有する水密区画に設置されていること。

二 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋及び非常用制御場所(船橋に隣接する場所に設けるものに限る。)において、可視可聴の警報を発するものであること。

2 規程第百四十六条の四十八の二第二号の船舶に備える検知器及び警報盤の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一 検知器は、貨物倉に浸水が生じた場合に、当該浸水の水面が当該貨物倉の船尾側において内底板から〇・三メートル以上の高さの位置及び内底板から上甲板下面までの垂直距離の一五パーセントに相当する高さを超えない高さの位置まで達したとき、警報盤に信号を伝達できるものであること。

二 警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋において可視可聴の警報を発するものであること。

(平二二国交告六六八・全改)

第二十六節 船橋航海当直警報装置

(平二三国交告五七〇・追加)

(第一種船橋航海当直警報装置)

第三十八条 規程第百四十六条の四十九第一項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げるところにより、装置の起動又は停止を制御できるものであること。
 - イ 自動(自動操舵装置と連動して起動及び停止できること。)
 - ロ 手動オン(いかなる状態であっても、手動により起動できること。)
 - ハ 手動オフ(いかなる状態であっても、手動により停止できること。)
- 二 装置の作動が休止する時間(以下この条及び次条において「休止時間」という。)が三分以上十二分以内で設定できるものであること。
- 三 設定された休止時間が経過した場合に、船橋において有効な可視表示を開始するものであること。
- 四 前号の可視表示が開始されてから十五秒以内に当該可視表示が解除されない場合に、船橋において有効な可聴警報(以下この条及び次条において「第一次警報」という。)を発するものであること。
- 五 第一次警報が開始されてから十五秒以内に当該第一次警報が解除されない場合に、船長室及び航海士の居室において有効な可聴警報(以下この条及び次条において「第二次警報」という。)を発するものであること。
- 六 第二次警報が開始されてから九十秒以内に当該第二次警報が解除されない場合に、他の乗組員がいる場所において有効な可聴警報(以下この条において「第三次警報」という。)を発するものであること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。
- 七 休止時間のリセット(休止時間を、経過する前の状態に戻すことをいう。以下この条及び次条において同じ。)又は第三号の可視表示、第一次警報、第二次警報若しくは第三次警報の解除(以下この条において「リセット等」という。)を行う装置が、次に掲げる要件に適合するものであること。
 - イ 手動その他の管海官庁が適当と認める方法で作動すること。
 - ロ 手動により作動するものにあつては、夜間においても識別できる照明を有すること。
 - ハ 当該装置を連続的に作動させたときに、休止時間のリセットが連続的に行われないうための措置が講じられていること。
 - ニ 船橋の適当な位置に設置されていること。
- 八 船橋以外の場所からリセット等を行うことができないものであること。

- 九 リセット等が行われたときに、自動的に第三号の要件を満たすものであること。
- 十 暗証番号の入力その他の管海官庁が適当と認める方法で、装置の起動又は停止の制御及び休止時間の設定ができるものであること。
- 十一 常用の電源から給電されるものであり、かつ、当該給電が停止した場合又は装置が故障した場合に、予備の独立の電源により警報を発するものであること。
- 十二 休止時間又は第一次警報、第二次警報若しくは第三次警報が作動するまでの時間の誤差が、当該時間の五パーセント又は五秒のいずれか短い方の値を超えないものであること。
- 十三 第六条第六号、第八号から第十一号まで及び第十三号に掲げる要件
(平二三国交告五七〇・追加)

(第二種船橋航海当直警報装置)

第三十九条 規程第百四十六条の四十九第二項の告示で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げるところにより、装置の起動又は停止を制御できるものであること。
- イ 自動(自動操舵装置と連動し、又は船舶の推進のための動力を推進器に伝達することと連動して起動及び停止できること。)
- ロ 手動オン(いかなる状態であっても、手動により起動できること。)
- 二 設定された休止時間が経過した場合に、船橋において有効な第一次警報を発するものであること。
- 三 休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第二次警報の解除を行う装置が、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 手動その他の管海官庁が適当と認める方法で作動すること。
- ロ 当該装置を連続的に作動させたときに、休止時間のリセットが連続的に行われたいための措置が講じられていること。
- ハ 船橋の適当な位置に設置されていること。
- 四 船橋以外の場所から休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第二次警報の解除ができないものであること。
- 五 休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第二次警報の解除が行われたときに、自動的に第二号の要件を満たすものであること。
- 六 常用の電源から給電されるものであり、かつ、当該給電が停止した場合又は装置が故障した場合に、警報を発するものであること。
- 七 休止時間又は第一次警報若しくは第二次警報が作動するまでの時間の誤差が、当該時

間の五パーセント又は五秒のいずれか短い方の値を超えないものであること。

八 前条第二号、第五号、第十号及び第十三号(第六条第十一号及び第十三号を除く。)に掲げる要件

(平二三国交告五七〇・追加)

第二十七節 形象物

(平一八国交告四五八・旧第二十五節繰下、平二三国交告五七〇・旧第二十六節繰下)

(黒色球形形象物)

第四十条 規程第九号表黒色球形形象物の項及び規程第九号表の二黒色球形形象物の項並びに黒色球形形象物に係る規程第九号表備考第十三号の告示で定める要件は、直径六〇〇ミリメートル以上のものであることとする。ただし、全長二〇メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。

(平二三国交告五七〇・旧第三十八条繰下)

(黒色円すい形形象物)

第四十一条 規程第九号表黒色円すい形形象物の項の告示で定める要件は、底の直径が六〇〇ミリメートル以上であって高さが底の直径と等しいものであることとする。ただし、全長二〇メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。

(平二三国交告五七〇・旧第三十九条繰下)

(黒色ひし形形象物)

第四十二条 黒色ひし形形象物に係る規程第九号表備考第十三号及び規程第九号表の二黒色ひし形形象物の項の告示で定める要件は、底の直径が六〇〇ミリメートル以上であり高さが底の直径と等しい二個の同形の円すいをその底で上下に結合させた形のものであることとする。ただし、全長二〇メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。

(平二三国交告五七〇・旧第四十条繰下)

(紅色球形形象物)

第四十三条 紅色球形形象物に係る規程第九号表備考第十三号及び規程第九号表の二紅色球形形象物の項の告示で定める要件は、直径六〇〇ミリメートル以上のものであることとする。ただし、全長二〇メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。

(平二三国交告五七〇・旧第四十一条繰下)

(白色ひし形形象物)

第四十四条 白色ひし形形象物に係る規程第九号表備考第十三号及び規程第九号表の二白色ひし形形象物の項の告示で定める要件は、底の直径が六〇〇ミリメートル以上である二個の同形の円すいをその底で上下に結合させた形のものであることとする。ただし、全長二〇メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。

(平二三国交告五七〇・旧第四十二条繰下)

(黒色円筒形形象物)

第四十五条 黒色円筒形形象物に係る規程第九号表備考第十三号及び規程第九号表の二黒色円筒形形象物の項の告示で定める要件は、直径六〇〇ミリメートル以上、高さが直径の二倍のものであることとする。ただし、全長二〇メートル未満の船舶に備え付けるものの大きさは、当該船舶の大きさに適したものとすることができる。

(平二三国交告五七〇・旧第四十三条繰下)

(紅色円すい形形象物)

第四十六条 紅色円すい形形象物に係る規程第九号表備考第十三号の告示で定める要件は、底の直径が六〇〇ミリメートル以上、高さが五〇〇ミリメートル以上のものであることとする。

(平二三国交告五七〇・旧第四十四条繰下)

附 則

- 1 この告示は、平成十四年七月一日から施行する。
- 2 船舶設備規程第百四十六条の十三第二項第九号の航海用レーダーの要件を定める告示(平成十年運輸省告示第六百七十六号)は、廃止する。
- 3 船舶設備規程第百四十六条の五第二項第二号の船舶及び小型船舶安全規則第八十四条の二第二項第二号の小型船舶を定める告示(平成七年運輸省告示第六百六十六号)は、廃止する。

附 則 (平成一五年六月二三日国土交通省告示第九七一号)

- 1 この告示は、平成十五年七月一日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に船舶に備え付けられている衛星航法装置については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一五年九月二九日国土交通省告示第一三三一号)

この告示は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

附 則（平成一七年四月二七日国土交通省告示第四九九号）抄
（施行期日）

第一条 この告示は、平成十八年七月一日(次条において「施行日」という。)から施行する。
ただし、第二条の規定は、平成十七年七月一日から施行する。

（航海用具の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定の施行の際現に船舶に備え付けているナブテックス受信機については、同条の規定による改正後の航海用具の基準を定める告示第六条の規定にかかわらず、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一八年三月三一日国土交通省告示第四五八号）抄
（施行期日）

第一条 この告示は、平成十八年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、
第五条の規定は、平成十九年一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月三〇日国土交通省告示第六七九号）
（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成二十年六月三十日までに電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)に基づく無線局の開設の免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している航海用レーダーであって、いずれかの船舶に備え付けられたものについては、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、この告示による改正後の航海用具の基準を定める告示(以下「新告示」という。)第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条 前条の規定により、新告示第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができるとされる航海用レーダーとともに船舶に備え付けられた電子プロットング装置、自動物標追跡装置又は自動衝突予防援助装置については、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、新告示第九条、第十条及び第十一条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第四条 平成二十四年十一月三十日までに総トン数五〇〇トン未満の船舶であって国際航海に従事しないものに備え付けられた航海用レーダー及び電子プロットング装置については、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、新告示第八条及び第九条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二〇年一二月二二日国土交通省告示第一五〇一号）

この告示は、平成二十年十二月三十一日から施行する。

附 則（平成二二年六月一八日国土交通省告示第六六八号）抄
（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十二年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

（経過措置）

第三条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示、航海用具の基準を定める告示、船舶の消防設備の基準を定める告示、船舶の防火構造の基準を定める告示(第七条及び第八条の規定を除く。)及び船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

附 則（平成二三年五月三一日国土交通省告示第五七〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年六月二九日国土交通省告示第七六八号）抄
（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十四年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、この告示による改正後の航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二六年七月一日国土交通省告示第七一三号）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十六年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

（航海用具の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置）

第三条 現存船については、この告示による改正後の航海用具の基準を定める告示第二十一条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二六年一〇月二九日国土交通省告示第一〇四九号）

（施行期日）

第一条 この告示は、平成二十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に船舶に備え付けられている航海情報記録装置については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二六年一二月二六日国土交通省告示第一二〇二号)

この告示は、平成二十七年二月一日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月二六日国土交通省告示第一四四〇号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示第三条第三項の規定は、適用しない。

2 現存船については、この告示による改正後の船体及び排水設備の材料の要件を定める告示、船体及び排水設備の溶接継手部の溶接施工方法及び溶接材料の要件を定める告示、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示、船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示、船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示（第三条第三項及び第十二条の規定を除く。）及び船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、当該船舶について平成三十年一月一日以後最初に行われる定期検査、第一種中間検査又は第二種中間検査（船舶安全法施行規則第二十五条第三項の準備を行うものに限る。）の時期までは、なお従前の例によることができる。

3 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

第一号表(第二条関係)

(平一五国交告一三三一・平二二国交告六六八・一部改正)

船灯等の種類	色	水平射光範囲	光達距離	摘要
第一種マスト灯	白	二二五度	六海里	
第二種マスト灯			五海里	
第三種マスト灯			三海里	
第一種 ^{げん} 舷灯	左 ^{げん} 側 紅	一一二・五度	三海里	
第二種 ^{げん} 舷灯	右 ^{げん} 側 緑		二海里	

第一種両色灯	左舷側 紅 右舷側 緑	左右各舷 一一 二・五度	二海里	
第一種船尾灯	白	一三五度	三海里	
第二種船尾灯			二海里	
第一種引き船灯	黄	一三五度	三海里	
第二種引き船灯			二海里	
第一種白灯	白	三六〇度	三海里	
第二種白灯			二海里	
第一種紅灯	紅	三六〇度	三海里	
第二種紅灯			二海里	
第一種緑灯	緑	三六〇度	三海里	
第二種緑灯			二海里	
第一種紅色閃光灯	紅	三六〇度	二海里	一定の間隔で毎分一二〇回以上一四〇回以下の閃光を発するものであること。
第二種紅色閃光灯				一定の間隔で毎分一八〇回以上二〇〇回以下の閃光を発するものであること。
第三種紅色閃光灯	紅	三六〇度	三海里	一定の間隔で毎分一二〇回以上の閃光を発するものであること。
第四種紅色閃光灯			二海里	
第一種綠色閃光灯	緑	三六〇度	二海里	一定の間隔で毎分一二〇回以上一四〇回以下の閃光を発するものであること。
第二種綠色閃光灯				一定の間隔で毎分一八〇回以上二〇〇回以下の閃光を発するものであること。

				と。
第一種黄色閃光灯	黄	三六〇度	三海里	一定の間隔で毎分一二〇回以上の閃光を發するものであること。
第二種黄色閃光灯			二海里	
第一種三色灯	左舷側 紅 右舷側 緑 後部 白	左右各舷 一一 二・五度 後部 一三五度	二海里	
操船信号灯	白	三六〇度	五海里	次に掲げるところにより閃光を發することができるものであること。 イ 継続時間一秒の閃光を一回 ロ 継続時間一秒の閃光を一秒間隔で二回 ハ 継続時間一秒の閃光を一秒間隔で三回 ニ 閃光を急速に五回以上

第二号表(第二条関係)

色	領域
白	x座標〇・五二五y座標〇・四四〇の点、x座標〇・五二五y座標〇・三八二の点、x座標〇・四四三y座標〇・三八二の点、x座標〇・三一〇y座標〇・二八三の点、x座標〇・三一〇y座標〇・三四八の点、x座標〇・四五二y座標〇・四四〇の点及びx座標〇・五二五y座標〇・四四〇の点を順次に結んだ線により囲まれた領域
紅	x座標〇・七三五y座標〇・二六五の点、x座標〇・七二一y座標〇・二五九の点、x座標〇・六六〇y座標〇・三二〇の点及びx座標〇・六八〇y座標〇・三二〇の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域
緑	x座標〇・〇〇九y座標〇・七二三の点、x座標〇・三〇〇y座標〇・五一一の点、x座標〇・二〇三y座標〇・三五六の点及びx座標〇・〇二八y座標〇・三八五の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域

黄

x座標○・六一八y座標○・三八二の点、x座標○・六一二y座標○・三八二の点、x座標○・五七五y座標○・四〇六の点及びx座標○・五七五y座標○・四二五の点を順次に結んだ線並びにスペクトル軌跡により囲まれた領域